

2 民間給与関係資料

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された9,259事業所

(ア) 漁業

(イ) 鉱業、採石業、砂利採取業

(ウ) 建設業

(エ) 製造業

(オ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(カ) 情報通信業

(キ) 運輸業、郵便業

(ク) 卸売業、小売業

(ケ) 金融業、保険業

(コ) 不動産業、物品賃貸業

(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）

(シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）

(ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）

(セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）

(ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）

イ 調査対象職種

78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,058事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

56,617人（うち初任給関係職種4,640人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
漁 業	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	73	7	19	10	27	10
製 造 業	226	39	42	43	78	24
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	236	45	26	31	86	48
卸 売 業、小 売 業	177	10	20	27	96	24
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	90	31	11	9	33	6
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	96	13	13	14	40	16
計	898	145	131	134	360	128

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 160 あった。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	90.3 %	34.9 %	73.5 %	48.0 %	9.7 %
管理職(課長級)	81.5 %	25.7 %	67.7 %	43.0 %	18.5 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
一 般 従 業 員	87.5 %	84.5 %	24.4 %	7.6 %	52.5 %	3.0 %	12.5 %
管理職(課長級)	76.6 %	73.9 %	21.0 %	6.7 %	46.2 %	2.7 %	23.4 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一般従業員	56.4 %	43.6 %
管理職(課長級)	49.4 %	50.6 %
管理職(部長級)	48.1 %	51.9 %

第 14 表 民間における特別給(賞与)の支給状況

項目	企業規模		規模計	
			1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	419,202 円	464,629 円	364,692 円
	上半期	421,647 円	466,466 円	367,687 円
特別給の支給額	下半期	809,217 円	942,894 円	646,545 円
	上半期	853,443 円	1,017,017 円	653,610 円
特別給の支給割合	下半期	1.93 月分	2.03 月分	1.77 月分
	上半期	2.02 月分	2.18 月分	1.78 月分
	年間計	3.95 月分	4.21 月分	3.55 月分

(注) 下半期とは平成 23 年 8 月から平成 24 年 1 月まで、上半期とは平成 24 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 3.95 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,867 円
配偶者と子 1 人	22,529 円
配偶者と子 2 人	28,827 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人につき 6,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにいる子 1 人につき、4,000 円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	57.6 %
非支給	42.4 %

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	202,863	204,955	201,863	202,206
		短 大 卒	171,764	* 175,379	169,333	x
		高 校 卒	164,784	* 168,662	165,118	* 152,647
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	204,424	205,790	206,058	195,557
		短 大 卒	184,221	* 175,974	185,267	* 188,244
		高 校 卒	163,630	* 161,383	* 164,555	x
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	203,224	205,116	202,823	199,757
		短 大 卒	178,287	* 175,692	176,331	* 188,537
		高 校 卒	164,309	165,197	164,896	* 157,507
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 206,951	* 205,242	x	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	* 193,788	—	x	x
準 新 卒 医 師		大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 232,250	* 232,250	—	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	* 176,313	x	x	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 225,950	* 225,950	—	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 206,226	—	* 206,226	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 23 年度中に資格免許を取得し、平成 24 年 4 月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成 21 年 3 月医大卒業後、平成 21 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 24 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
支 店 長		51.3	882,748	882,748	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		50.9	845,145	845,145	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
事 務 部 次 長		49.5	650,275	650,275	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
事 務 課 長		46.3	605,882	602,651	3,231	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
事 務 課 長 代 理		41.4	575,090	496,089	79,001	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長		41.2	485,844	425,352	60,492	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任		36.7	459,449	363,940	95,509	
事 務 係 員		32.9	327,922	282,568	45,354	
工 場 長		54.3	811,747	811,747	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		50.0	685,934	685,934	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
技 術 部 次 長		47.8	629,658	629,658	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
技 術 課 長		46.5	556,697	548,995	7,702	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
技 術 課 長 代 理		43.3	463,670	431,965	31,705	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長		41.0	477,037	427,290	49,747	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任		38.4	398,225	344,878	53,347	
技 術 係 員		31.6	342,199	279,396	62,803	

(注) 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第18表においてすべて同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		54.0	1,100,000	1,100,000	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 (課) 長		48.9	604,932	602,856	2,076	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 (係) 長		45.7	569,999	530,872	39,127	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		41.4	504,378	450,890	53,488	下記研究員より上位の者
研 究 員		34.7	347,226	320,192	27,034	
研 究 補 助 員		29.9	327,413	272,451	54,962	

医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
病 院 長		61.8	1,677,591	1,677,591	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		55.9	1,414,700	1,414,700	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		48.8	1,072,282	967,046	105,236	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		39.1	786,493	704,417	82,076	
歯 科 医 師		54.7	755,271	707,939	47,332	
薬 局 長		48.5	508,373	499,777	8,596	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		36.4	347,318	307,110	40,208	
診 療 放 射 線 技 師		38.1	394,606	357,070	37,536	
臨 床 検 査 技 師		39.1	355,112	319,382	35,730	
栄 養 士		35.9	310,097	281,789	28,308	
理 学 療 法 士		33.8	309,574	290,541	19,033	
作 業 療 法 士		32.7	290,257	271,042	19,215	
総 看 護 師 長		52.8	596,566	596,566	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		45.6	469,444	419,820	49,624	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		36.8	387,211	337,729	49,482	
准 看 護 師		46.1	348,300	286,741	61,559	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		64.0	1,032,660	1,032,660	0	
大 学 副 学 長		63.4	805,650	805,650	0	
大 学 学 部 長		60.9	809,559	809,559	0	
大 学 教 授		57.1	709,086	691,154	17,932	
大 学 准 教 授		46.0	570,207	556,183	14,024	
大 学 講 師		43.8	499,517	491,692	7,825	
大 学 助 教		40.1	424,082	423,015	1,067	
大 学 助 手		51.5	553,088	553,088	0	
高 等 学 校 校 長		59.8	816,388	816,388	0	
高 等 学 校 教 頭		53.7	636,309	636,309	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		53.0	565,926	565,926	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		42.3	491,046	491,046	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		51.2	863,207	846,697	16,510	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		43.9	600,668	514,250	86,418	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		35.8	498,530	412,737	85,793	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.4	405,248	352,259	52,989	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		55.3	544,888	450,546	94,342	
甲 板 手 ・ 操 機 手		44.9	483,125	375,167	107,958	
甲 板 員 ・ 機 関 員		22.5	297,577	228,181	69,396	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		39.9	290,596	276,644	13,952	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手		49.4	466,004	373,666	92,338	
守 衛		42.8	407,423	335,995	71,428	
用 務 員		52.5	326,005	315,956	10,049	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.9	887,675	887,675	0	構成員50人以上の支店（社）の長（7級）
事 務 部 長		50.9	923,901	923,901	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（7級）
事 務 部 次 長		49.6	691,580	691,580	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（7級）
事 務 課 長		46.5	635,128	631,933	3,195	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
事 務 課 長 代 理		40.6	623,246	518,904	104,342	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
事 務 係 長		41.3	519,513	449,714	69,799	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		36.1	512,345	387,654	124,691	（2級、一部は3級）
事 務 係 員		32.9	340,928	290,115	50,813	（1級）
工 場 長		54.5	1,027,513	1,027,513	0	構成員50人以上の工場の長（7級）
技 術 部 長		50.3	726,079	726,079	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（7級）
技 術 部 次 長		47.9	667,686	667,686	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（7級）
技 術 課 長		47.0	588,435	580,989	7,446	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
技 術 課 長 代 理		43.9	486,906	454,628	32,278	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
技 術 係 長		41.2	484,738	436,536	48,202	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		39.0	398,724	363,782	34,942	（2級、一部は3級）
技 術 係 員		31.8	356,215	288,584	67,631	（1級）

(注) 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		50.9	952,249	952,249	0	構成員50人以上の支店（社）の長（6級）
事 務 部 長		50.8	667,901	667,901	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
事 務 部 次 長		49.2	575,270	575,270	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
事 務 課 長		45.9	526,842	523,615	3,227	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		43.1	471,838	449,633	22,205	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		41.2	433,590	388,563	45,027	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		38.0	361,490	320,671	40,819	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		33.0	312,593	273,586	39,007	（1級）
工 場 長		54.1	650,839	650,839	0	構成員50人以上の工場の長（6級）
技 術 部 長		49.5	606,368	606,368	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
技 術 部 次 長		47.6	517,459	517,459	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
技 術 課 長		46.0	493,206	485,688	7,518	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		43.2	438,691	411,230	27,461	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		40.1	448,958	395,127	53,831	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		38.1	400,129	330,313	69,816	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		31.2	329,531	269,779	59,752	（1級）

(注) 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		50.5	578,786	578,786	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
事 務 部 次 長		49.9	528,527	528,527	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
事 務 課 長		45.5	498,911	493,938	4,973	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		44.4	442,690	402,822	39,868	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		40.2	415,628	362,753	52,875	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		38.3	351,984	309,505	42,479	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		33.6	302,049	268,355	33,694	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		49.1	556,428	556,428	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
技 術 部 次 長		48.6	511,592	511,592	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
技 術 課 長		42.6	450,543	435,767	14,776	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		39.0	383,678	333,007	50,671	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		39.9	399,786	316,679	83,107	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		36.8	374,416	314,962	59,454	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.3	310,678	269,104	41,574	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。